

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1 - 1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い</p> <p>1 1 - 1 - 2 行政報告</p> <p>財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。<u>ただし、④に関しては、金融庁の指示により、決算等に関する提出資料の各様式の改正に係る報告徴求命令をした場合には、この限りでない。</u></p> <p>①～⑤ （略）</p>	<p>【本編】</p> <p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1 - 1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い</p> <p>1 1 - 1 - 2 行政報告</p> <p>財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>①～⑤ （略）</p>